

令和3年度 オリンピック・パラリンピックモニュメント製作等業務委託 公募仕様書

1 業務の目的

令和3年度のオリンピック・パラリンピック開催に伴い、市内のみならず、国外を含めた市外の方からも多くの注目が集まることから、沼津市の中心市街地にて、花と緑を使ったモニュメントを飾り付けることで、聖火ランナーやテレビ中継を見ている観客、沼津市を来訪された方をもてなし、オリンピック・パラリンピックを盛り上げるとともに、沼津市の中心市街地の活性化と、沼津市内における緑化の機運を高めることを目的とする。

2 業務内容

(1) モニュメントの作成・設置

生花等の植物、土台を組み合わせた、オリンピックやパラリンピックをイメージできるモニュメントの作成をすること。

モニュメントの大きさは、概ね横6m、縦5m、高さ3mとし、令和3年6月18日から令和3年9月10日まで設置すること。

(2) モニュメントの管理

設置期間中のモニュメントの管理を行うこと。

灌水、除草、花柄摘み等の日常管理作業のほか、枯損、盗難等の場合には補植等をし、常に良好な状態に保つこと。

(3) モニュメントの撤去

設置期間終了後、速やかに撤去をすること。なお、モニュメント設置個所については、原状回復するものとする。

3 モニュメントの設置場所

モニュメントは、沼津駅北口広場（別図1）に設置すること。

4 委託業務期間

委託業務期間は、契約締結日から令和3年9月13日までとする。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 実施体制

受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。

(4) 業務遂行上の安全確保について

施行にあたり、通行車両及び通行人の安全確保に努めること。

6 その他

(1) 本業務を実施する上で必要な資機材、消耗品等は全て受託者にて負担をする。ただし、灌水用の水については、別図1に示した散水栓を使用してよいものとする。

(2) 本業務を実施する上で発生したゴミは受託者にて処分をする。

(3) 本業務により発生した事故については、全て受託者が対応するものとする。

(4) 万が一の事故等に備え、賠償責任保険等に参加をすること。

(5) 本業務において車両を乗り入れる等の必要がある場合には、事前に警察へ申請をすること。

(6) 本業務における報告は、モニュメントの設置完了時に設置報告書及び写真（着手前、完了、作業状況を撮影したもの）を、完了時には、完了報告書、写真（管理着手前、撤去完了、作業状況を撮影したもの）及び委託業務完了届出書を速やかに提出すること。

(7) 委託料は報告書の実績を検収のうえ、業務委託完了後一括払とする。

(8) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。